

●質問及び回答

低濃度PCB廃棄物処分業務

No	質問日	公表日	質問事項	回答
1	9/30	9/30	廃棄物について、次に挙げる分析値を開示願います。 ・ PCBの含有分析値 ・ 鉛の含有分析値	以下のとおり回答します。 なお、分析試験成績表は別添のとおりです。 ・ PCBの含有分析値 8300mg/kgおよび9100mg/kg ・ 鉛の含有分析値 0.68%および0.87%



分析試験成績書

No. 20-01E719
R02-C548

令和3年1月27日

札幌市水道事業管理者 様

野 外 科 学 株 式 会 社
札幌市東区苗穂町12丁目2番39号
TEL (011) 751-5151
FAX (011) 711-1541

○担当者 吉元達



ご依頼の試料の試験結果は、次のとおりです。

件 名 塗膜成分調査業務

依頼者名 札幌市水道局給水部給水課

試料採取日 令和2年12月7日 ~ 12月11日

試料採取者 吉元 達哉 (野外科学株式会社 総合環境部)

分析者 PCB : 中嶋 正則 (野外科学株式会社 環境計量部)
鉛・六価クロム : 金谷 雄治 (野外科学株式会社 環境計量部)

分析結果 別紙記載のとおり。

分析方法 下表のとおり。

分析の項目		定量下限値	分析方法(出典)
含有量試験	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.15mg/kg	「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」(第5版) (令和2年10月環境省)
	鉛	0.01%	JIS K 5674 「鉛・クロムフリーさび止めペイント」 附属書A (規定) 塗膜中の鉛の定量
	六価クロム	0.01%	土壤汚染対策法施工規則 (平成15年3月環境省告示第19号)付表 「含有量試験」
溶出試験	鉛	0.005mg/L	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和48年環境庁告示第13号)
	六価クロム	0.02mg/L	



分析試験成績書

No. 20-01E728

R02-C548

令和3年1月29日

札幌市水道事業管理者 様

野 外 科 学 株 式 会 社
札幌市東区苗穂町12丁目2番39号
TEL (011) 751-5151
FAX (011) 711-1541

○担当者 吉元達



ご依頼の試料の試験結果は、次のとおりです。

件 名	塗膜成分調査業務
依頼者名	札幌市水道局給水部給水課
試料採取日	令和2年12月7日 ~ 12月11日
試料採取者	吉元 達哉 (野外科学株式会社 総合環境部)
分析者	PCB : 中嶋 正則 (野外科学株式会社 環境計量部) 鉛・六価クロム: 金谷 雄治 (野外科学株式会社 環境計量部)
分析結果	下表のとおり。
分析方法	下表のとおり。

○分析結果(含有量試験)

分析試料名	含有量試験					
	PCB mg/kg		鉛 %		六価クロム %	
D 豊平川第1水管橋(緑)	8300	低濃度	0.68	鉛則適用	0.01未満	非含有
基準値	0.5以下 *1	非含有	0.1未満	非含有	0.1未満	非含有
	100.000以下 *2	低濃度	0.1以上 *3	SDS交付対象	0.1以上 *3	SDS交付対象
	100.000以上 *2	高濃度	0.1以上 *4	鉛則適用	1.0以上 *5	特化則適用

- *1. 環境省通知 環循規発第1910112号・環循施発第1910111号
「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」で示されているPCB付着量判定基準 0.5mg/kg未満
- *2. 環境省通知 環循規発第1912201号・環循施発第1912201号
「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令の改正について」
- *3. 名称等の表示義務危険物及び有害物
- *4. 「労働安全衛生法施行令」(昭和47年政令第318号)、第22条
- *5. 「特定化学物質障害予防規則」適用基準

○分析結果(溶出量試験)

分析試料名	溶出量試験			
	鉛 mg/L		六価クロム mg/L	
D 豊平川第1水管橋(緑)	0.013	埋立処分可	0.02未満	埋立処分可
基準値	0.3未満 *6	埋立処分可	1.5未満 *6	埋立処分可
	0.3以上 *6	特管物	1.5以上 *6	特管物

- *6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

○分析方法

分析の項目	定量下限値	分析方法(出典)
含有量試験	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.15mg/kg 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」(第5版) (令和2年10月環境省)
	鉛	0.01% JIS K 5674 「鉛・クロムフリーさび止めペイント」 附属書A(規定)塗膜中の鉛の定量
	六価クロム	0.01% 土壌汚染対策法施工規則 (平成15年3月環境省告示第19号)付表 「含有量試験」
溶出量試験	鉛	0.005mg/L 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和48年環境庁告示第13号)
	六価クロム	0.02mg/L



分析試験成績書

No. 20-01E729

R02-C548

令和3年1月29日

札幌市水道事業管理者 様

野 外 科 学 株 式 会 社
札幌市東区苗穂町12丁目2番39号
TEL (011) 751-5151
FAX (011) 711-1541



○担当者 吉元 達



ご依頼の試料の試験結果は、次のとおりです。

件 名	塗膜成分調査業務
依頼者名	札幌市水道局給水部給水課
試料採取日	令和2年12月7日 ~ 12月11日
試料採取者	吉元 達哉 (野外科学株式会社 総合環境部)
分析者	PCB : 中嶋 正則 (野外科学株式会社 環境計量部) 鉛・六価クロム: 金谷 雄治 (野外科学株式会社 環境計量部)
分析結果	下表のとおり。
分析方法	下表のとおり。

○分析結果(含有量試験)

分析試料名	含有量試験					
	PCB mg/kg		鉛 %		六価クロム %	
E 豊平川第1水管橋(白)	9100	低濃度	0.87	鉛則適用	0.01未満	非含有
基準値	0.5以下 *1	非含有	0.1未満	非含有	0.1未満	非含有
	100,000以下 *2	低濃度	0.1以上 *3	SDS交付対象	0.1以上 *3	SDS交付対象
	100,000以上 *2	高濃度	0.1以上 *4	鉛則適用	1.0以上 *5	特化則適用

- *1. 環境省通知 環循規発第1910112号・環循施発第1910111号
「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」で示されているPCB付着量判定基準 0.5mg/kg未満
- *2. 環境省通知 環循規発第1912201号・環循施発第1912201号
「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令の改正について」
- *3. 名称等の表示義務危険物及び有害物
- *4. 「労働安全衛生法施行令」(昭和47年政令第318号)、第22条
- *5. 「特定化学物質障害予防規則」適用基準

○分析結果(溶出量試験)

分析試料名	溶出量試験			
	鉛 mg/L		六価クロム mg/L	
E 豊平川第1水管橋(白)	0.006	埋立処分可	0.02未満	埋立処分可
基準値	0.3未満 *6	埋立処分可	1.5未満 *6	埋立処分可
	0.3以上 *6	特管物	1.5以上 *6	特管物

- *6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

○分析方法

分析の項目	定量下限値	分析方法(出典)
含有量試験	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.15mg/kg 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」(第5版) (令和2年10月環境省)
	鉛	0.01% JIS K 5674 「鉛・クロムフリーさび止めペイント」 附属書A(規定)塗膜中の鉛の定量
	六価クロム	0.01% 土壌汚染対策法施工規則 (平成15年3月環境省告示第19号)付表 「含有量試験」
溶出量試験	鉛	0.005mg/L 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和48年環境庁告示第13号)
	六価クロム	0.02mg/L